

国内有料競技会開催における協会納付金基準

基本規程第 137 条に基づく国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む）開催における協会納付金について、次の通り定める。

第 1 条（納付金額）

- (1) 協会納付金は次に掲げる額のうち、いずれか高い金額とする。
 - ア 最も高額な入場料金（チケット単価）に 10 を乗じた額
 - イ 30,000 円
- (2) 入場料金を徴収しない競技会の納付金は無料とする。
- (3) 国際競技会（外国からチームを招聘して競技会を開催する場合）については、大会規模を鑑みた上、競技会委員会にて別に定める。

第 2 条（納付方法）

- (1) 協会納付金は原則として申請時に下記口座へ振込みにて納入する。

三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店 普通預金 口座番号：0706048
口座名義：公益財団法人日本バスケットボール協会 事業口
- (2) 振込みにかかる手数料は申請者負担とする。

第 3 条（納付金の配分）

各種の連盟もしくは加盟チームまたは第三者が国内有料競技会を開催する場合、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に協会納付金の 50% を日本バスケットボール協会より配分する。

2013 年 11 月 13 日制定

2014 年 4 月 1 日施行